

お客さま 各位

鹿沼相互信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」適用対象口座の変更及び預金規定の改正について

平素より、鹿沼相互信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和3年4月1日以降に開設された2年以上ご利用のない口座に対しまして未利用口座管理手数料を導入しておりますが、口座の不正利用や転売などマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の強化を図るため、**令和8年1月1日より適用対象を下記のとおり変更させていただきます。**

未利用口座管理手数料は、長期間未利用となった預金口座に対して適用させていただくものであり、**日常的に入出金や口座振替等にご利用いただいているお客さまの口座が対象となることはありません。**

今後とも一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 未利用口座管理手数料について

(1) 変更内容 (太字下線引きの箇所が今回変更となる箇所です。)

	変更後のお取扱い	現在のお取扱い
適用対象口座	普通預金口座 (総合口座を含み、決済用普通預金は除く) 及び <b>貯蓄預金口座</b>	普通預金口座 (総合口座を含み、決済用普通預金は除く)
口座作成時期	<b>口座開設日にかかわらず全期間が対象</b>	<b>令和3年4月1日以降に開設された口座が対象</b>

(2) その他のお取扱い条件 (従前からのお取扱いと変更ありません。)

未利用となる口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>最後のお預入れまたは払戻し (該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび本件未利用口座管理手数料の引落しは除きます。) から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない預金口座。</li> <li>ただし、次の場合を除きます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 当該口座の残高が10,000円以上である場合</li> <li>ロ. 同一店舗 (同一のお客様番号) で他に定期性預金、投資信託、国債、保険、出資金等のお取引がある場合</li> <li>ハ. 同一店舗 (同一のお客様番号) でお借入がある場合 (当座貸越契約を含む) <ul style="list-style-type: none"> <li>※盗難・紛失などによりご利用を停止されている口座も対象となります。</li> <li>※個別事情によらず全ての口座が対象となります。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>口座が対象口座となった場合、事前に文書にて届出の住所にご案内いたします。 (「ご案内」が延着または到着しなかった場合でも、通常到達したものとみなします。)</li> <li>事前通知後、一定期間 (約3か月) 経過後もお取引がない場合に、年間1,320円 (消費税込) を該当口座から引き落としいたします。</li> </ul>
自動解約	<ul style="list-style-type: none"> <li>口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高を以て未利用口座管理手数料とし、同口座を解約します。</li> <li>口座残高以上の負担および自動解約した後のお手続きはございません。</li> </ul>

※本手数料の返却および解約された口座の再利用はできません。

#### 2. 預金規定の改正について

上記お取扱いに伴い、「普通預金規定」および「貯蓄預金規定」を令和8年1月1日より以下のとおり改正いたします。

##### (1) 普通預金規定

現行規定から取消線部分を削除いたします。

##### 12. (未利用口座管理手数料および自動解約に関する取扱い)

- 令和3年4月1日以降に開設した普通預金口座 (総合口座を含み、決済用普通預金は除く) は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し (第2項に定める未利用口座管理手数料の引き落としを除きます。) がない場合には、未利用口座となります。
- この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。
- 一旦引落としになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
- 第2項により解約された口座の再利用はできません。

##### (2) 貯蓄預金規定

現行規定に下線部分を追加いたします。

##### 11. (未利用口座管理手数料および自動解約に関する取扱い)

- この預金は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し (第2項に定める未利用口座管理手数料の引き落としを除きます。) がない場合には、未利用口座となります。
- この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。
- 一旦引落としになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
- 第2項により解約された口座の再利用はできません。

■ 改正後の規定は当金庫ホームページの預金規定集の「●規定3 普通預金規定」及び「●規定4 貯蓄預金規定」をご確認ください。